

会議録

会 議 の 名 称	第 1 1 回名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理審議会
開 催 日 時	令和 5 年 7 月 1 9 日 (水) 午後 2 時から
開 催 場 所	清須市役所南館 3 階 大会議室
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 施行者挨拶</p> <p>3 議題</p> <p>審議事項</p> <p>(1)名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業に係る評価員の選任について(諮問第16号)</p> <p>(2)名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業の仮換地指定の変更について(諮問第17号)</p> <p>報告事項</p> <p>(1)事業の進捗状況について</p> <p>(2)仮換地指定について</p> <p>①仮換地指定の変更(事後報告)</p> <p>②第 8 回、第 9 回、第 1 0 回使用収益開始</p> <p>(3)令和 5 年度の工事概要について</p> <p>4 閉会</p>
会 議 資 料	<p>・次第</p> <p>・資料11-1 委員名簿</p> <p>・資料11-2 諮問書写(第16号、第17号)</p> <p>・資料11-3 評価員予定者名簿</p> <p>・資料11-4 審議事項</p> <p>仮換地指定の変更調書(案)</p> <p>仮換地指定の変更調書(案)【仮換地指定変更箇所図】</p> <p>報告事項</p> <p>(1)事業の進捗状況について</p> <p>(2)仮換地指定について</p> <p>①仮換地指定の変更(事後報告)</p> <p>②第8回、第9回、第11回使用収益開始</p> <p>(3)令和5年度の工事概要について</p>
公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由)	非公開(個人情報を含むため)
傍 聴 人 の 数 (公 開 し た 場 合)	
出 席 委 員	河村委員、櫛田委員、柴山委員、藤曲委員、マキノチェーン株式会社委員、蔭山委員、田宮委員、河邑委員
欠 席 委 員	株式会社靴のホツタ委員
出 席 者 (市)	長谷川建設部長
事 務 局	〔新清洲駅周辺まちづくり課〕前田課長、林課長補佐、森本係長、田中主事 〔委託業務従事者〕独立行政法人都市再生機構

会議の経過《意見の要旨》

1 開会

【事務局より会議の非公開及び資料持ち出し禁止の説明】

2 施行者挨拶

【長谷川建設部長あいさつ】

●事務局

会議の成立は、土地区画整理法第62条第3項の規定により、委員の半数以上の5人の出席を必要としますが、本日の出席委員数は8人ですので、本日の会議は成立しております。

3 議題

審議事項

(1)名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業に係る評価員の選任について(諮問第16号)

○河邑会長

それでは議題(1)「名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業に係る評価員の選任について」(諮問第16号)審議しますので、事務局に議題の説明を求めます。

●事務局

【諮問書第16号を朗読及び説明】

この度、恒川雅至評価員より辞任届が提出されたことにより、後任として一般財団法人日本不動産研究所東海支社長である木村修二氏へ就任依頼したところ、承諾する旨の回答がありましたので、本日審議会に諮り選任するものであります。

○河邑会長

只今の説明について、御意見、御質問はございませんか。

○各委員

意見なし。

○河邑会長

それでは、御意見も無いようですので、採決をします。議題(1)「名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業に係る評価員の選任について」、同意される方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員挙手でありますので、本議題は原案のとおり定めることに同意する旨を答申します。

○河邑会長

続きまして議題(2)「名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業仮換地指定の変更について」(諮問第17号)審議しますので、事務局に議題の説明を求めます。

●事務局

【諮問書第17号を朗読及び説明】

【資料11-4仮換地指定の変更調書(案)、仮換地指定変更箇所図およびスクリーンにて説明】

清須市所有の2つの仮換地について、従前地の入替えを行うものです。仮換地変更箇所図において、1街区7画地の従前地は図面中央部の比較的大きい土地、また、10-1街区2画地の従前地は図面左下の小さい土地となっています。1街区7画地は、形状は細長く狭小であるため将来的には隣接地権者への売却を検討していく必要がありますが、従前地が非常に大きく仮換地が小さいため比較的大きな清算が生ずる仮換地となっており、隣接地権者へ売却するにあたって障害となります。そのため、比較的清算の小さい仮換地となるように従前地を入れ替える変更をするものです。

○河邑会長

只今の説明について、御意見、御質問はございませんか。

○各委員

意見なし。

○河邑会長

変更する主旨は解りますが、最初にアンバランスにしたのは何か理由があったのですか。

●事務局

元々は照応の原則により仮換地附近地の従前地を換地したものです。

○河邑会長

それでは、御意見も無いようですので、採決をします。議題(2)「名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業仮換地指定の変更について」、異議のない方は、挙手願います。

【全員挙手】

○河邑会長

全員挙手でありますので、本議題は原案に異議なく決定いたしましたので答申します。

報告事項

(1)事業の進捗状況について、(2)仮換地指定について①仮換地指定の変更(事後報告)、②第8回、第9回、第10回使用収益開始、(3)令和5年度の工事概要について【資料1 1-4およびスクリーンにて説明】

○河邑会長

只今の説明について、御意見、御質問はございませんか。

○田宮委員

都市計画道路右手側にある2号街区公園について、仮線工事中の仮設駐輪場用地として整備する計画になっているようですが、先ほどの説明では今年度の工事ですべて完了する予定の区域となっていたと思います。今年度末の仕上げの状況はどのように考えていますか。

●事務局

仮線期間中の仮設駐輪場として整備させていただきたいと考えています。現在、新清洲駅前に駐輪場がありますが、仮線期間中は駐輪スペースがないということから2号街区公園用地に仮設の駐輪場を整備する計画としています。現在公益財団法人自転車駐車場整備センターと調整を行っていますが、仮設の駐輪場ではありますものの都市計画道路沿いということもありますので、多少なりとも景観にも配慮して整備したいと考えています。

○田宮委員

仮線が本線に切替わった時に、仮設の駐輪場は再整備をして街区公園になるわけですね。令和6年度の工事概要図において2号街区公園は令和5年度末までに完成として着色されていますが、高架が完了した後公園として整備するということですね。

●事務局

そのように計画しています。

○河邑会長

駐輪場が必要なのはよく解りますが、整備が進み街の形が見えてくる中で殺風景な感じがするので、公園の計画が有るなら今完成させればと思いますが。

●事務局

仮線用地内の余剰地などを使い仮設の駐輪場用地を確保できればいいのですが、名古屋鉄道もヤードを目一杯使いたいとお話をいただいています。また、現在、清須市所有地で駐輪場を運営しており、市有地で仮設の駐輪場を設ける必要があります。容量的に2号街区公園用地しかない状況であり、今の検討段階では2号街区公園用地を仮設の駐輪場用地として考えています。

○河邑会長

言われることはよく解りますが、高架事業が非常に長い期間なので都市計画道路の脇に駐輪場があつてというのは、土地区画整理事業をした中で物足りない気がします。10年以上に亘りそのような状況が続くというのは、なんとなく仮線用地以外は整備されたような感じはしますが、なんか中途半端な状況で終わっている気がします。結局、土地区画整理事業により道路が出来ればいいわけではなく、新清洲駅への来訪者を迎える玄関口として駅前整備は非常に大事であると思いますので、広い視野で考えてもらいたい。最初の期待はもう少し大きかったと思います。

●事務局

まずは2号街区公園用地に仮設の駐輪場を整備する必要がありますが、令和7年度から仮線工事に着手していく予定の中で、他で仮設の駐輪場用地が確保出来る状況となれば、仮設の駐輪場を再移設し、2号街区公園を前倒しすることも検討して参ります。整備可能の場合には詳細設計等ワークショップを開き駅前にふさわしい公園を整備してまいりますので、今後状況等変わりましたら審議会にて報告させていただきます。

○河邑会長

他にご意見はございますか。

○河邑会長

他に御意見、御質問も無いようですので、以上をもちまして、第11回名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理審議会の全ての議題を終了します。

●事務局

長時間ご協力ありがとうございました。

4 閉会

これもちまして審議会を終了いたします。本日の資料11-4につきましては、個人情報が含まれますので事務局で保管させていただきます。そのまま自席に残しておいてくださいますようお願いいたします。

なお、議事録署名の方につきましては、議事録作成後にご連絡いたしますので、よろしくお願い致します。

(午後2時46分 閉会)

会 議 の 結 果	議題1について原案に異議なく同意 議題2について原案に異議なし
問 い 合 わ せ 先	建設部 新清洲駅周辺まちづくり課 052-400-2911 内線2712

会議の記録を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

会 長 河 邑 真

署名委員 田宮 睦雄

署名委員 河村 洋和